

# 資料編

---



# 総合計画策定経過

## 【基本構想】

### 平成28年

- 4月27日 …… 第1回策定委員会
- 5月26日～6月17日 …… 市民意識調査実施（市民2,500人対象）
- 6月30日 …… 第2回策定委員会
- 11月25日 …… 第3回策定委員会
- 12月15日 …… 第4回策定委員会

### 平成29年

- 1月29日 …… 第1回総合計画審議会（諮問）
- 2月21日 …… 第2回総合計画審議会
- 3月29日 …… 第3回総合計画審議会
- 4月12日 …… 総合計画審議会答申
- 4月19日 …… 第5回策定委員会
- 4月21日～5月11日 …… パブリックコメント実施
- 7月 6日 …… 第6回策定委員会
- 7月20日 …… 第4回総合計画審議会
- 7月20日 …… 総合計画審議会答申
- 7月21日～8月10日 …… パブリックコメント実施（基本理念と将来都市像）
- 9月 4日 …… 基本構想議案上程
- 10月26日 …… 市議会特別委員会
- 11月27日 …… 基本構想議決

## 【基本計画】

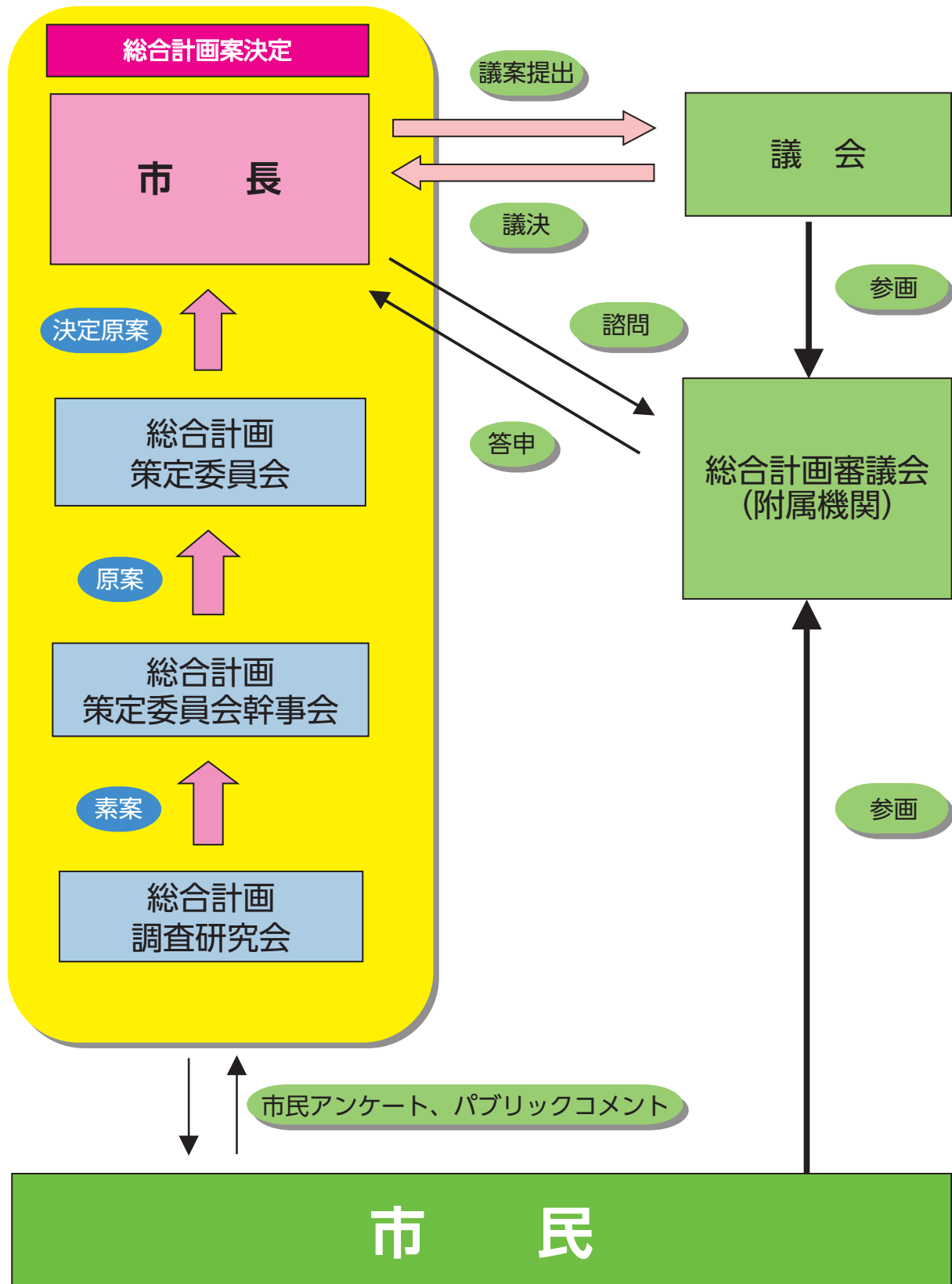
## 平成29年

- 7月6日～7月28日 …… 第6回策定委員会（計6回開催）
- 8月4日 …… 総合計画審議会都市計画部会（第1回）
- 8月8日 …… 総合計画審議会総務部会（第1回）
- 8月9日 …… 総合計画審議会教育民生部会（第1回）
- 8月10日 …… 総合計画審議会産業経済部会（第1回）
- 8月21日 …… 第7回策定委員会
- 8月25日 …… 総合計画審議会教育民生部会（第2回）
- 8月28日 …… 総合計画審議会都市計画部会（第2回）
- 8月29日 …… 総合計画審議会産業経済部会（第2回）
- 10月3日 …… 総合計画審議会教育民生部会（第3回）
- 10月24日 …… 第8回策定委員会
- 11月9日 …… 総合計画審議会総務部会（第2回）
- 11月15日 …… 総合計画審議会教育民生部会（第4回）
- 11月16日 …… 総合計画審議会都市計画部会（第3回）
- 11月17日 …… 総合計画審議会産業経済部会（第3回）
- 11月20日 …… 総合計画審議会総務部会（第3回）
- 11月24日 …… 第9回策定委員会
- 12月14日 …… 第5回総合総合計画審議会
- 12月18日 …… 総合計画審議会答申
- 12月19日 …… 第10回策定委員会
- 12月25日～1月23日 …… パブリックコメント実施

## 平成30年

- 1月31日 …… 第11回策定委員会
- 2月6日 …… 政策会議
- 2月23日 …… 市議会全員協議会

# 出水市総合計画策定体制



## 出水市自治基本条例（抜粋）

平成 21 年 9 月 30 日  
条例第 31 号

### （総合計画基本構想）

第 27 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市議会の議決を経て総合計画基本構想を定め、その策定に当たっては、この条例の趣旨を尊重して行います。

- 2 市は、総合計画基本構想に即して市の仕事を実施するよう努めます。  
(平 26 条例 25・一部改正)

## 出水市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 13 日  
条例第 15 号

### （設置）

第 1 条 出水市総合計画に関し、必要な事項を調査し、及び審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、出水市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、出水市総合計画について調査し、及び審議する。

### （組織）

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

### （委員）

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市議会の議員
- (4) 公共的団体の役員又は職員

2 前項第 4 号に掲げる委員に事故があるときは、その職務の代理者が委員の職務を行うことができる。

### （委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員としての資格及び任命の要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

- 2 委員は、再任されることができる。

**(会長)**

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長に共に事故があるとき、又は会長及び副会長が共に欠けたときはあらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

**(会議)**

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(意見陳述)**

第8条 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

**(部会)**

第9条 審議会に、その所掌事項に係る専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営その他に関する必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

**(庶務)**

第10条 審議会の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

(平19条例6・平25条例1・一部改正)

**(委任)**

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則 (略)**

この条例は、計画策定時点のものであります。

## 出水市総合計画審議会委員

(敬称略、部会別氏名50音順)

部会	職名	氏名	所属・推薦団体等
総務	委員	井手上 正 弘	学識経験者
	//	江 口 廣 美	出水市自治会連合会
	//	江 口 裕 輔	公募
	//	尾野島 俊 光	出水市消防団 (平成29年7月20日から)
	//	久 保 郁 子	出水市女性団体連絡協議会
	//	坂 木 涼 一	高尾野青年団
	//	西 野 和 浩	学識経験者
	//	橋 口 靖 一	学識経験者
	//	原 田 俊 治郎	出水市NPOネットワーク
	//	平 井 勝 也	出水市消防団 (平成29年7月19日まで)
	//	松 田 一 俊	(公財) 鹿児島県交通安全協会出水地区協会
委員(部会長)	宮 田 幸 一	出水市議会総務病院委員会	
都市計画	委員	上 原 憲 一	学識経験者
	//	江川野 一 成	(公社) 鹿児島県建築士会出水支部
	会長	表 迫 和 成	鶴の町商工会
	委員	早 田 明 人	鹿児島県北薩地域振興局建設部 (平成29年7月20日から)
	//	竹 添 裕 二	学識経験者
	//	立 元 聡	鹿児島県北薩地域振興局建設部 (平成29年7月19日まで)
	委員(部会長)	鶴 田 均	出水市議会建設水道委員会
	委員	中 熊 崇	出水商工会議所青年部
	//	山 口 安 任	学識経験者
	//	山 下 吉 幸	(一社) さつま出水青年会議所
//	横 峯 均	出水市農業委員会	
教育民生	委員	阿 邊 山 和 浩	出水保健所 (平成29年7月19日まで)
	//	飯 森 重 幸	出水市PTA連絡協議会 (平成29年7月20日から)
	//	出 水 睦 雄	出水市議会市民福祉委員会
	//	一 森 ゆかり	学識経験者
	//	植 村 猛	出水市教育委員会
	//	川 中 至十真	出水市社会福祉協議会
	//	黒 下 俊 貴	出水市PTA連絡協議会 (平成29年7月19日まで)
	//	小 村 忍	公募
	//	税 所 司	出水市体育協会
	//	佐 藤 るり子	学識経験者
	委員(部会長)	田 上 賢 一	出水市老人クラブ連合会
	委員	田 畠 悦 子	鹿児島県北薩教育事務所 (平成29年7月19日まで)
	//	堀 口 俊 雄	鹿児島県北薩教育事務所 (平成29年7月20日から)
	//	松 下 徳 幸	出水市文化協会
	//	矢 野 ミ ツ	出水市民生委員児童委員協議会連合会
//	山 口 文 佳	出水保健所 (平成29年7月20日から)	
産業経済	委員	伊 尻 直 孝	学識経験者
	//	今 井 辰 彦	北さつま漁業協同組合出水支所 (平成29年3月29日から)
	//	入 佐 真 一	鹿児島県北薩地域振興局農林水産部
	//	岩 下 誠	北薩森林組合
	委員(部会長)	小 笹 康 浩	出水市金融クラブ (平成29年7月20日から)
	委員	尾 上 慎 一	マルイ農業協同組合 (平成29年7月19日まで)
	//	梶 原 宣 俊	公募
	副 会 長	坂 上 直 寛	出水商工会議所
	委員	澤 田 たみ子	学識経験者
	//	高 崎 正 風	出水市議会産業文教委員会
	//	田 中 秀 一	(一社) 出水市観光協会
	委員(部会長)	田 畑 信 夫	出水市金融クラブ (平成29年7月19日まで)
	委員	野間口 浩	赤鷄農業協同組合
	//	松 崎 裕 治	鹿児島いずみ農業協同組合
	//	山 本 昌 也	北さつま漁業協同組合出水支所 (平成29年3月28日まで)
	//	湯 田 稔 幸	鶴の町商工会青年部
	//	吉 田 充	マルイ農業協同組合 (平成29年7月20日から)

## 出水市総合計画審議会への諮問、答申書

## ○諮問

出総政第344号  
平成29年1月23日

出水市総合計画審議会会長 殿

出水市長 渋谷 俊彦

出水市総合計画の策定について（諮問）

第二次出水市総合計画を策定するため、出水市総合計画審議会条例第2条の規定により、下記事項について諮問します。

記

第二次出水市総合計画（基本構想及び前期基本計画）の策定に関すること

## ○答申

平成29年4月12日

出水市長 渋谷 俊彦 様

出水市総合計画審議会  
会長 表 迫 和 成

出水市総合計画（基本構想）の策定について（答申）

平成29年1月23日付け出総政第344号をもって諮問のあった第二次出水市総合計画（基本構想）の策定に関することについて、本審議会では慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。（別紙省略）



平成29年7月20日

出水市長 渋谷俊彦 様

出水市総合計画審議会  
会長 表 迫 和 成

出水市総合計画基本構想（基本理念と将来都市像）の策定について（答申）

平成29年1月23日付け出総政第344号をもって諮問のあった第二次出水市総合計画基本構想（基本理念と将来都市像）の策定に関することについて、本審議会では慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。（別紙省略）

平成29年12月18日

出水市長 渋谷俊彦 様

出水市総合計画審議会  
会長 表 迫 和 成

出水市総合計画前期基本計画の策定について（答申）

平成29年1月23日付け出総政第344号をもって諮問のあった第二次出水市総合計画前期基本計画の策定に関することについて、本審議会では慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。（別紙省略）